

## 第5回 都心部における地下歩行ネットワーク検討委員会 書面会議 概要

1 実施期間：令和2年11月25日～12月9日

2 実施形式：書面会議

3 出席者：大沢 昌玄 委員長  
森 朋子 副委員長  
藤井 将博 委員  
齋藤 友子 委員  
内川 亜紀 委員  
服部 彰治 委員  
新保 忠幸 委員  
高橋 正志 委員  
中根 享 委員

4 議題

都心の地下歩行ネットワーク拡充手法に関する基本方針(案)について

5 意見と回答の要旨

・将来像のところ、地上と地下で歩車分離が目的ではなく、地下歩行ネットワークが広がることで歩行環境の選択肢が増えるということが狙いかと思いますので、書き方を工夫していただけるとよいと思います。

⇒表現を修正します。

・新型コロナウイルスを踏まえた変化等について、記載する必要はないでしょうか。

⇒新型コロナウイルスの影響に関わる記述を検討します。

・「既存地下歩行ネットワークによる機能拡充」とありますが、これは、例えば公共地下通路ではバリアフリー動線が確保できないものの、隣接地での再開発等建築物整備の際に、その建築物の地下階等でバリアフリー動線を確保する取組によって歩行環境を改善するというのでしょうか？平面図を用いるなどしてわかりやすく表現したほうがよいと思います。

⇒建物内通路等で新たなバリアフリー動線を形成するイメージの図を追加します。

- ・ 「第2次都心まちづくり計画」を踏まえた方針という位置づけであれば、本方針では、それらを「拡充」と置き換えることが少々唐突と感じました。用語として「拡充」を定義するなど、ご検討ください。
- ⇒「第2次都心まちづくり計画」においても、「都心の重要な資産である地下空間ネットワークを活かし、沿道の民間ビルの建替え更新を通じた接続により、地上地下のネットワークの強化・拡充」を掲げております。本方針においても、既存の地下歩行ネットワークからの拡げていくという観点で整理しています。
  
- ・ P.9 図「都心における地下歩行ネットワーク」を踏まえ、p.12 図「本方針の対象範囲図」、p.33 図「検討対象路線」への一貫性を明確にすべきと考えます。P.12 図に対象範囲に追記するなどして、p.33 図がなぜ「検討対象路線」なのかを明確にしてくださいなど、ご検討をお願いします。
- ⇒P.12 の平面図に「第2次都心まちづくり計画」の検討対象路線を追記し、施策の方向性③との関係性がわかるようにします。
  
- ・ 「公民連携による地下歩行ネットワーク拡充の方向性」で①「地上・地下の重層空間の形成」、②「①で形成した重層空間の後背ネットワークの形成」、③「①と②の組み合わせによる回遊ネットワークの形成」という3つの形成手法により、既存の地下歩行ネットワークを拡充していくことが方針の方向性であり、今後検討するガイドラインにて、全体に共通する一般ガイドラインと、①②③の個別ガイドラインを整備や③の具体検討に取り組むプロセスを意識的に明示していただきたい。
- ⇒ガイドラインの中でどこまで整理が可能かを含めて検討します。
  
- ・ 5章は、「基本方針」にもかかわらず、その前置として課題的な内容が3ページ分あり、感覚的で長いと思われまます。できるだけ4章の「これまでの取組・効果」で主な内容を述べてこの部分は端的にまとめるなど、ご検討ください。
- ⇒4章の「これまでの取組・効果」及び5章の「地下歩行ネットワーク拡充手法に関する基本方針」内容を整理します。
  
- ・ 公共整備の場合、建物との接続も考慮すれば地下道の深さは地下2階までが限界であり、地下埋設物があり直線で繋ぐことが叶わない時は、接続ビル等も使いながら上下移動や迂回する方法も考えられます。モンリオールやトロントでは、地上部も使いながらネットワークが繋がっています。
- ⇒P24-25は、すべて公共で整備するとした場合の検討結果であり、民間開発の中で民間建物の中に公共的地下通路の創出を誘導し、地下歩行ネットワークの拡充の考えを示していくことが重要と考えております。

以上